

2009 年度入学試験問題 (第 1 回)

社 会

(40 分)

【注 意】

- ① この試験の問題文・設問は、1 ページから10ページに印刷されています。
問題は 1 と 2 があります。
- ② 解答は必ず「解答用紙」のきめられたわくの中にはっきり書きなさい。

1 次の文章を読み、設問に答えなさい。

20世紀は欧米諸国が海外に植民地を持ち広げようとした時代です。東アジアでも欧米諸国は中国へ勢力を広げようとしていました。特に、1895年、日清戦争で中国が日本に敗れると、欧米諸国は中国の中に自国の勢力圏をそれぞれ持とうとしました。中国はそのような動きに反発し、1900年、欧米諸国との戦争に発展しました。この戦争は北清事変と呼ばれました。中国から遠い所にある欧米諸国は多くの軍隊を派遣するのが大変なので、日本に多くの軍隊を出して戦争に協力するように求めてきました。明治維新以来、欧米諸国の仲間になりたいと考えていた日本は、喜んでその求めにこたえ、約2万人の軍隊を中国に送り込みました。

欧米諸国の中で約1万人の軍隊を中国に送り込んだのはロシアでした。この国は、ロシアの東半分広がる(1)と呼ばれる地域に鉄道を作り、アジアに進出できるようにしました。さらに、中国東北部、後に日本が(2)国を作った地域にも勢力を拡大しようとして、その地域に鉄道を建設することを中国政府に認めさせ、建設をしはじめました。

日本とロシアの軍隊が中心になって、欧米諸国は北清事変で中国に勝利しました。しかし、ロシアは戦争が終わっても建設中の鉄道保護を理由に中国東北部から軍隊を本国にもどしませんでした。このようなロシアの動きは朝鮮半島や中国東北部に勢力を広げていこうとする日本との対立を深めました。そして、この対立は、1904年に日露戦争に発展していききました。

日本は明治維新以来、欧米諸国を目標にしてきました。ロシアとの戦争は日本が本当に欧米諸国の一員(=「一等国」)になれるのかを試される戦争でもありました。ロシアとの戦争は10年前に行われた日清戦争よりもはるかに激しい戦争でした。②多くの人が戦死しました。東京都のある村では、日清戦争の戦死者は1人でしたが、日露戦争では22人もの村人が戦死しました。「戦争で死ぬ」ということが日常の出来事になりました。日本が海外に勢力を広げていこうとするならば「戦争で死ぬ」ということが避けられない時代になりました。そのために、国民に戦争で死ぬ覚悟を固めてもらわなければなりません。このような時代背景の中で、戦争で死んだ人を祀るために国が作った靖国神社に対する信仰は国民の中

に広まっていききました。

日露戦争で、ロシアから日本は賠償金^{ばいしょうきん}を取ることはできませんでしたが、ロシア領の一部である(3)の南半分を日本の領地にしました。この戦争の結果、日本は国際的にも地位を認められ「一等国」と呼ばれるようになりました。

1911年当時、外務大臣であった(4)は「すべての輸入品に、自由に(5)をかけることができる権利」を日本に認めた条約を欧米諸国と結び、日本にとって不平等な条約をすべて改正することができました。こうして、日本は「一等国」となりました。しかし、それは戦争をしてまでも海外に勢力を拡大していく道を選んだことを意味していました。

問1. 本文中の(1)～(5)にあてはまる語句や人名・地名を記入しなさい。ただし、人名は氏名で答えなさい。

問2. 下線①について、本文と資料1・資料2を読んで、次の設問に答えなさい。

- 1) 北清事変から大きな影響を受けて、資料1の著者は「日本が文明に進み、自分たちもいづから偉くなったような気がした」(波線部分)と考えました。北清事変のどのような事実が著者に大きな影響を与えたのか答えなさい。

[資料1]

さていよいよ二十世紀になってみると、何の変わったこともなかった。とはいっても、やっぱり心持ちにおいて幾分^{いくぶん}変わらないことはない。貧乏はあいかわらず貧乏でも、お正月をむかえて気分が改まるように、二十世紀をむかえるとやはり何だか日本が文明に進み、自分たちもいづから偉くなったような気がした。実際、自分たちの身も魂も、一日一日、一月一月と成長する時代だった。日本もやはり月々年々前へ前へと進んでいた。

(生方敏郎『明治大正見聞史』より)

[資料2]

大日本帝国が世界に羽ばたく新しい世紀が来た

明治維新以来、わが国の文明はものすごく進歩したが、その進歩は開国以来、わずか3～40年間の進歩にすぎない。それにもかかわらず、日本は東洋一の強国であると世界に認められるようになった。昨年の北清事変では列国と行動を共にして、いささかではあるが重要な役割を担うことができた。日本がいよいよ文明列強国の仲間に入って、その本領をあらわすのは今日以後、すなわち、20世紀という新しい時代である。

(『時事新報』1901年1月1日より)

- 2) 当時の日本人は、明治維新以来の日本の歴史をふり返って、20世紀は日本が海外に飛躍する時代と考えました。明治維新以来の日本の発展を、どのように見ていたから、20世紀は日本の時代と考えたのか。資料2をよく読んで答えなさい。

問3. 下線②について、本文と資料3・資料4を読んで、次の設問に答えなさい。

- 1) 資料3の著者が帰省した時、日露戦争で戦死した人の葬式が行われていました。その様子を見て、著者は驚きます。どのような点に驚いたのか、2つ答えなさい。

[資料3]

私が帰省した翌日かに、貧乏でさびれた場末の町から出征して、日露戦争で戦死した兵士の葬式があるから参加せよ、という触れが来た。町のどの家からもたいてい一人は、多くは主人が恭しく礼服を着けて出かけた。葬式は田舎には珍しく、お坊さんではなく、神社の神主が行った。郡長・町長・中学校長・警察署長等、町のすごい人々が弔辞(=死者に送る言葉)を読み、

皆々で礼拝した。小中学生たちもおそらく全部葬式に参加したことであろう。戦死してその日葬送された兵士は、貧しい小作人の子か何かであった。「奴もこれで浮かばれるだんべえ。そしてこれから先は九段(=靖国神社)の神様だな」などと、小作人の子の幸福を人々は羨んだ。このように小作人の子から一躍して靖国神社の神様にまで出世する光栄に浴した者がなかなか多い。

(生方敏郎『明治大正見聞史』より)

- 2) 資料4は日清戦争の直後に書かれた新聞記事です。この記事は外国との戦争に備えて、どのような政策を行えばよいのか、政府に提案しました。政府は日露戦争が始まると、この新聞記事の提案通りの政策を実施しました。そのことをふまえて、どのような政策が実施されたから、資料3の著者は、「戦争で死んだ小作人の子の死をかわいそうと考えるのではなく、幸せ」(波線部分)と考えたのか、答えなさい。

[資料4]

特に東洋の状況はますます緊張感が増している。もし不幸にして戦争が起きてしまったら、どのようにして日本を守ったらよいのだろうか。やはり、兵士たちが死をおそれない精神を持っていることが重要である。そのためには、戦場で死んでも、それを幸福だと感じることはできなければならない。

各地で戦死者の招魂祭(=死者の霊を祀る儀式)が営まれているが、これだけでは足りない。さらに一步を進めて、東京の靖国神社に招魂の場を作り、全国戦死者の遺族を招いて、死者が国家のために命を落としたことを賞し、その死を慰めなければならない。そして、その儀式を天皇が自ら中心になって行って欲しい。そうすれば、死者は天皇の優しさに感謝し、遺族は光栄に涙を流して父や兄の戦死を喜ぶだろう。そればかりではなく、国民は戦争になれば、天皇や国のために喜んで死ぬようになるだろう。

(『時事新報』1895年11月14日より)

*[資料1～4]は小学生にわかりやすいように、原文を変えてあります。

2 次の文章を読み、設問に答えなさい。

昨年(2008年)5月、日本政府が中心となって第4回アフリカ開発会議(TICAD)が横浜で開かれました。そこでは、グローバリゼーションが進む今日、私たちすべてがアフリカの国々に関心を寄せることの重要性が示されました。なぜかという^かと次に読んでもらうような、身近な所にも深刻な問題が隠されているからです。

2月といえばチョコレートが気になる人も多いことでしょう。資料1はチョコレートの生産・消費量の多い国の統計を示しています。また、資料2はチョコレートの欠かせない原料であるカカオ豆の生産量を地域別に示しています。この二つの資料にあげられた国々の分布には、明らかに^①地理的なかたよりがあります。この「地理的なかたより」は地図上に現れた平面的なものですが、内容を考えると、そこにははっきりとした上下関係があって、これらの国々を結びつけていることに気づきます。この上下関係のなかで、チョコレートを楽しむ人間と、カカオ豆を生産する人間はそれぞれほとんど別の世界にしながら、グローバルに結びついているのです。もしもこの結びつきが断ち切られれば、私たちが手ごろな値段でチョコレートを楽しむことはできなくなるわけです。

〔資料1〕 チョコレートの生産量と消費量が多い国々

2004年	ドイツ	スイス	オーストリア	ベルギー	イギリス	日本
生産量(トン)	1,075,965	127,980	68,150	218,765	475,410	243,830
消費量(トン)	917,905	80,480	82,710	98,690	566,720	283,280
一人あたり消費量	11.1kg	10.8kg	10.1kg	9.5kg	9.4kg	2.2kg

(日本以外は一人あたり消費量の多い順に並んでいる)(国際菓子協会、欧州製菓協会)

〔資料2〕 カカオ豆の生産量が多い国々(トン)

2005年～06年	地域別生産量	主な生産国と生産量
地域A	2,356	コートジボアール1,320, ガーナ550, ナイジェリア200
地域B	455	ブラジル170, エクアドル116
地域C	548	インドネシア455, マレーシア30

(国際 Cocoa 機関)

下の文章はカカオ豆を生産する人たちの実状を説明するものです。私たちの生活の裏側にはこのような上下関係がいたるところに隠されているのです。あなたが食べるチョコレートの原料を、アフリカで同じ年頃の子どもたちが作っている。あなたたちは毎日学校へ行って学習し、カカオ農園の子どもたちは学校へ行けない。あなたたちには自分の家庭があり、カカオ農園の子どもたちには家庭がない。

2001年4月、ガーナ付近の海上で、10～14歳の139人の子ども奴隷を乗せた船が、ユニセフによる追跡中に行方不明になったというニュースが報じられた。子どもたちはベニンなどの国々で親から買い取られて最終的にはコートジボワールのカカオ農園に売られていく途中だった。船は周辺の国々で入港を断られてベニンへ戻ったが、帰港した船には3歳から14歳の23人の子どもしか乗っていないかった。消えた子どもたちはどうなったのか。ユニセフ職員は「処分に困った船長が海に突き落とした疑いが濃厚だ」と語った。

ユニセフや米国政府の報告によると、カカオ農園で「奴隷」として働く子どもの数は、15,000人とも言われる。ユニセフの聞き取り調査によれば、朝5時から夜11時までカカオ豆のつま取りに働かされ、労働時間が週に100時間を超える子どもが珍しくなかった。

十分な食事が与えられないので、病気に倒れる子どもも多い。夜は狭い小屋の床板にすし詰めになって寝る。外から鍵をかけられてしまうので排便は缶の中にする。子どもたちが解放されるのは、死ぬときか逃亡できたときだけだ。だが、逃げ出して捕まれば、半死半生になるまで殴られるリンチが待っている。(石 弘光『子どもたちのアフリカ』より)

カカオ農園を調査していて最も悲しかったのは、死にかけた少年を見たことだ。重った葉の下に何かが隠されているのが見えた。子どもだった。病気で、ズボンは排泄物まみれだった。死を待つばかりにされていた。(キャロル オフ『チョコレートの真実』より)

国際連合(国連)では、このような問題があることを世界の人たちに知らせ、解決するために、今からちょうど50年前の1959年に「子供の権利宣言」を発表しました。しかし事態はさらに悪化しました。そこでちょうど20年前の1989年に改めて「児童の権利に関する条約」「子供の権利条約」を国連総会の全会一致で採択しました。「宣言」とちがって「条約」はそれに参加した国の政府が条約を守る義務を負います。資料4は全部で54条ある「児童の権利に関する条約」の一部を示したものです。これらはいずれも日本の子どもたちには当然のことばかりなのかもしれませんが、世界にはこれらの権利のないままにおかれている子どもたちがまだまだ

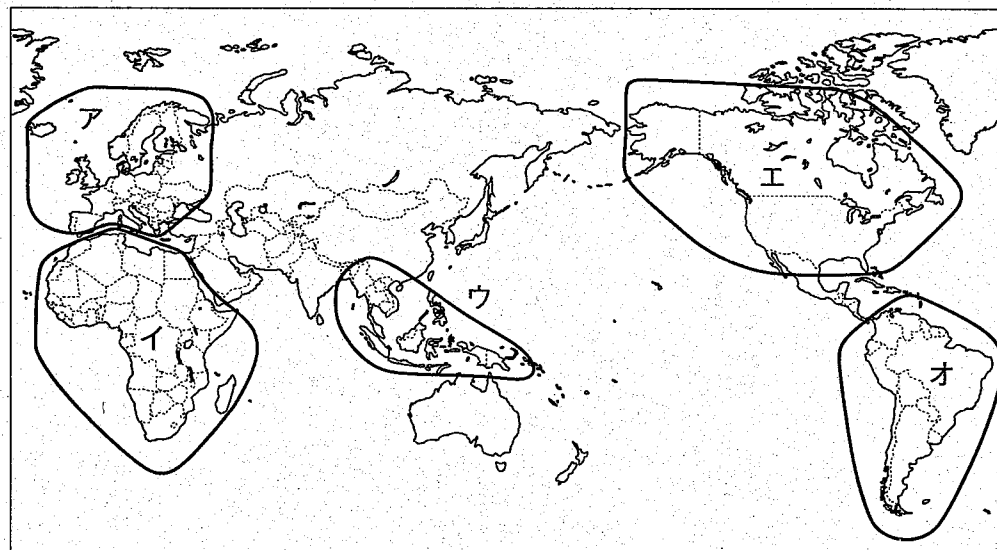
たくさんいます。

日本は1994年にこの条約の158番目の参加国となり、同時に日本政府は資料5に示す通知を発表しました。この資料から読み取れるように、第二次世界大戦後まもなくの1946年に公布された「日本国憲法」のなかでも、すでに同じような権利を定めています。資料3はそれらの条文を示したものです。まず、第18条を見てみましょう。「奴隷的拘束」^{こうれきこうそく}というのは、その人が人間扱いされずに他の誰かから行動を無理強いされることをいいます。「苦役」^{くえき}というのは他人から強制される苦痛な労働のことです。第26条は教育を受ける権利と義務教育を定めたものです。第27条は勤労の権利を定めたものとして知られていますが、子どもたちが安心して学んだり遊んだりできるように、児童の酷使^{こくし}を禁じています。

このように、日本では半世紀以上も前に定められている子どもたちの権利が、世界の少なくない子どもたちにとってはいまだに夢のようなものでしかなく、改めて特別な条約を作って権利の実現に努力しなければならないというのは実に残念なことです。

問1. 下線①の内容を説明しなさい。

問2. 資料2の地域ABCにあてはまる場所を地図から選んで記号で答えなさい。



問3. 下線②の説明として正しいものの記号を選びなさい。

- ア. 日本はこの条約にいち早く参加した。
- イ. 日本がこの条約に参加した時期は世界的に見て平均的であった。
- ウ. 日本がこの条約に参加した時期は世界的に見て遅い方であった。

問4. 下線③について誰が誰に対して何の義務を負っているのか説明しなさい。

〔資料3〕 日本国憲法(一部)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第26条① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。〈②項は省略〉

③ 児童は、これを酷使してはならない。

問5. 下の表は「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」との共通性を示しています。この中で、直接の関係がないためにあてはまらないものの記号を各条文のア～エから一つずつ答えなさい。資料3・資料4を参考にすること。

日本国憲法	児童の権利に関する条約
第18条	ア. 第11条, イ. 第28条, ウ. 第32条, エ. 第35条
第26条	ア. 第9条, イ. 第28条, ウ. 第29条, エ. 第32条
第27条	ア. 第11条, イ. 第31条, ウ. 第32条, エ. 第36条

[資料4] 児童の権利に関する条約(一部)

- 第9条 子どもは親と一緒にくらす権利を持っています。
- 第11条 国は、子どもが無理やり国の外へ連れ出されたり、自分の国に戻れなくなったりしないようにしなければなりません。
- 第28条 子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。
- 第29条 教育は、子どもが自分の持っている良いところをのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人も大切にされるということを学べるようにしなければなりません。
- 第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利があります。
- 第32条 子どもは、無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだに良くない仕事をさせられないように守られる権利があります。
- 第35条 国は、子どもが誘拐されたり、売買されたりすることの無いように守らなければなりません。
- 第36条 国は、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

(日本ユニセフ協会による翻訳を参考にしています。)

[資料5] 「児童の権利に関する条約」についての政府の通知(一部)

この条約は世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることから、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進をめざしたものです。この条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法(昭和22年)〈中略〉等と同じ目標をめざしています。

〈中略〉

学校においては、この条約の目的を踏まえ、日本国憲法および教育基本法の

精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切です(以下省略) (平成6年5月20日、文部事務次官)

*資料はすべて原文を小学生にわかりやすい表現に改めてあります。

問6. 「児童の権利に関する条約」と「日本国憲法」では、子どもの人権を守るために、国にはどのような役割があると述べていますか。資料3～5を参考にすること。

2009年度 社会 解答用紙 (第1回)

受 験 番 号	
---------	--

評 点	
-----	--

1

問 1	1		2		3		※
	4		5				
問 2	1)						※
	2)						※
問 3	1)						※
	2)						※
小 計							※

2

問 1							※		
問 2	A		B		C		問 3		※
問 4									※
問 5	第18条		第26条		第27条				※
問 6									※
小 計									※